

## 香川県条例第51号

香川県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

香川県児童福祉審議会条例（平成12年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p><u>(組織)</u> 第2条 <u>審議会は、委員20人以内で組織する。</u></p> <p>(委員の任期) 第3条 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(委員の任期) 第2条 略</p> <p>第3条～第6条 略</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。